

# 高齢者福祉バス運行事業 貸切バス借上料補助制度

## ■ 制度の内容

高齢者団体が、教養向上や健康増進を目的に実施する各種事業で、貸切バスを借り上げた場合に、その費用の一部を補助するものです。

## ■ 対象団体

1. 単位高齢者クラブ
2. 町内会、ボランティアグループ、その他の任意団体

※60歳以上の高齢者を10人以上含み、かつ参加者の概ね8割以上は、60歳以上の高齢者であること。

※参加者全員が、本市在住であること。

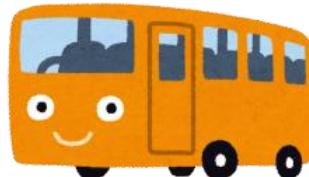
## ■ 対象事業

高齢者の生きがいを増進するため実施する各種研修会、講演会、大会、施設見学、スポーツ、レクリエーションその他の事業

## ■ 対象経費

貸切バスの借上料のみ

※高速代、フェリー代、駐車場代、宿泊料、バスガイド料などは対象外  
※レンタカーや旅館等の送迎バス(白ナンバー)などは対象外



## ■ 補助金額

基本補助額 50,000円 … (1)

加算補助額 50,000円を超える額の1/2 … (2)

補助金額 (1)+(2)の合計額

※ただし、補助上限額は、75,000円。1,000円未満切り捨て。

## ■ 利用方法

補助を受けるには事前申請が必要です。

各団体でバス事業者へ利用日の予約等を行い、利用日の属する前月20日までに、必要書類を直接又は郵送で長寿支援課へ提出してください。(FAXは不可)

※申請額が予算額に達した時点で、補助金受付は終了いたします。

【問い合わせ先】鹿児島市長寿支援課 生きがい支援係 Tel099-216-1266

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

# 貸切バス借上料補助制度 ご利用フロー図

## 利用団体



## 市



### ①事業の計画

- i )利用日を決める
- ii )研修先等の予約
- iii )貸切バスの予約  
※利用団体が、バス事業者へ予約して、直接借り上げてください。

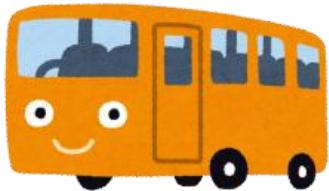
### ②補助金交付申請書等の提出

- 補助金等交付申請書
- 事業計画書
- 収支予算書
- 貸切バス借上料見積書
- 団体通帳(振込先)の写し  
※利用日の属する前月20日までに、提出してください。

申請額が予算の上限額に達した時点で当該年度の補助金の受付を終了いたしますので、申請はお早めに。

### ③申請書等の審査 決定通知書の発行

【提出先】  
長寿支援課 生きがい支援係  
〒892-8677  
鹿児島市山下町11番1号  
TEL:099-216-1266  
FAX:099-224-1539



### ④事業の実施(出発)

- ※貸切バス料金等は、バス事業者へお支払いください。
- ※バス借上料のみが分かる領収書を受け取ってください。

### ⑤実績報告書等の提出

- 補助事業等実績報告書
- 事業実績報告書
- 収支決算書
- 貸切バス借上料領収書
- 利用者名簿

### ⑥実績報告書等の審査 確定通知書の発行

### ⑦交付請求書等の提出

- 補助金等交付請求書

### ⑧請求内容の審査・振込手続き

### ⑩振込の確認(完了)

### ⑨団体口座に補助金の振込